

相模原市立上鶴間中学校 P T A

規 約



相模原市立上鶴間中学校 P T A

相模原市立上鶴間中学校PTA規約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、相模原市立上鶴間中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校ならびに地域社会における生徒の健全で幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 章 活 動 方 針

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の方針によって活動する。

1. 会員相互の教養を高め、よい保護者よい教職員となるよう努める。
2. 学校と家庭との連絡を密にし、生徒の心身の発達をはかる。
3. 学校の教育環境の整備をはかると共に、社会環境の浄化に努める。
4. 生徒の教育ならびに福祉のために、活動する機関および関係団体と協力する。
5. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
6. 学校の教育活動の進展に協力するが、学校の管理や教職員人事に干渉するものではない。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は、次のとおりとする。

1. 上鶴間中学校に在籍する生徒の保護者。
2. 上鶴間中学校に勤務する教職員。

第 5 条 この会の会員は、会費を納入する。

第 6 条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

第 7 条 この会の会計は、会費およびその他の収入による。

第 8 条 この会の会計は、定期総会において議決された予算に基づいて執行する。

第 9 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 6 章 総 会

第 10 条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。

第 11 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。定期総会は年1回開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、または会員の5分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

第 12 条 総会の成立する定足数は、会員の3分の1（委任状を含む）とし、総会の議事は出席者の過半数で決定する。ただし、定期総会の定足数には、その年度に卒業した在校生のいない会員を含めるものとする。

第 7 章 役 員

第 13 条 この会の役員は、次のとおりである。

会 長 1名（保護者）
副会長 3名（保護者2・教職員1）
書 記 3名（保護者2・教職員1）
会 計 3名（保護者2・教職員1）

ただし、必要ある場合は若干名増員することができる。

第 14 条 この会の役員の任期および就任は、次のとおりとする。

1. この会の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員は、定期総会において承認を受け、ただちに就任する。
3. 役員に欠員が生じた場合、運営委員会で推薦し、決定する。その任期は前任者の残任期間とする。

第 15 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表して総会および運営委員会を招集し、すべての会務を統括する。また、各専門委員会の委員を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は、総会および運営委員会等の議事並びにこの会の活動に関する必要事項を記録し、会長の指示により通信その他の庶務を行う。
4. 会計は、予算に基づく一切の会計事務を正確に処理し、定期総会において会計監査委員の監査を経て決算報告をする。

第 16 条 校長は、すべての会議に出席し意見をのべることができる。

第 8 章 会 計 監 査 委 員

第 17 条 この会の会計を監査するため、役員、専門委員以外の一般会員から選出された2名の会計監査委員を置く。

任期は1年とし、役員候補者推薦委員会が推薦し、定期総会で承認を得る。

第 18 条 会計監査委員は、年2回会計監査を行い定期総会において監査報告をする。

第 9 章 委 員 会

第 19 条 この会に、運営委員会および専門委員会を置く。なお、運営委員会の承認を得て必要により特別委員会を置くことができる。

第 20 条 運営委員会は、この会の役員および専門委員会で互選された正副委員長および、けやき級代表によって構成する。

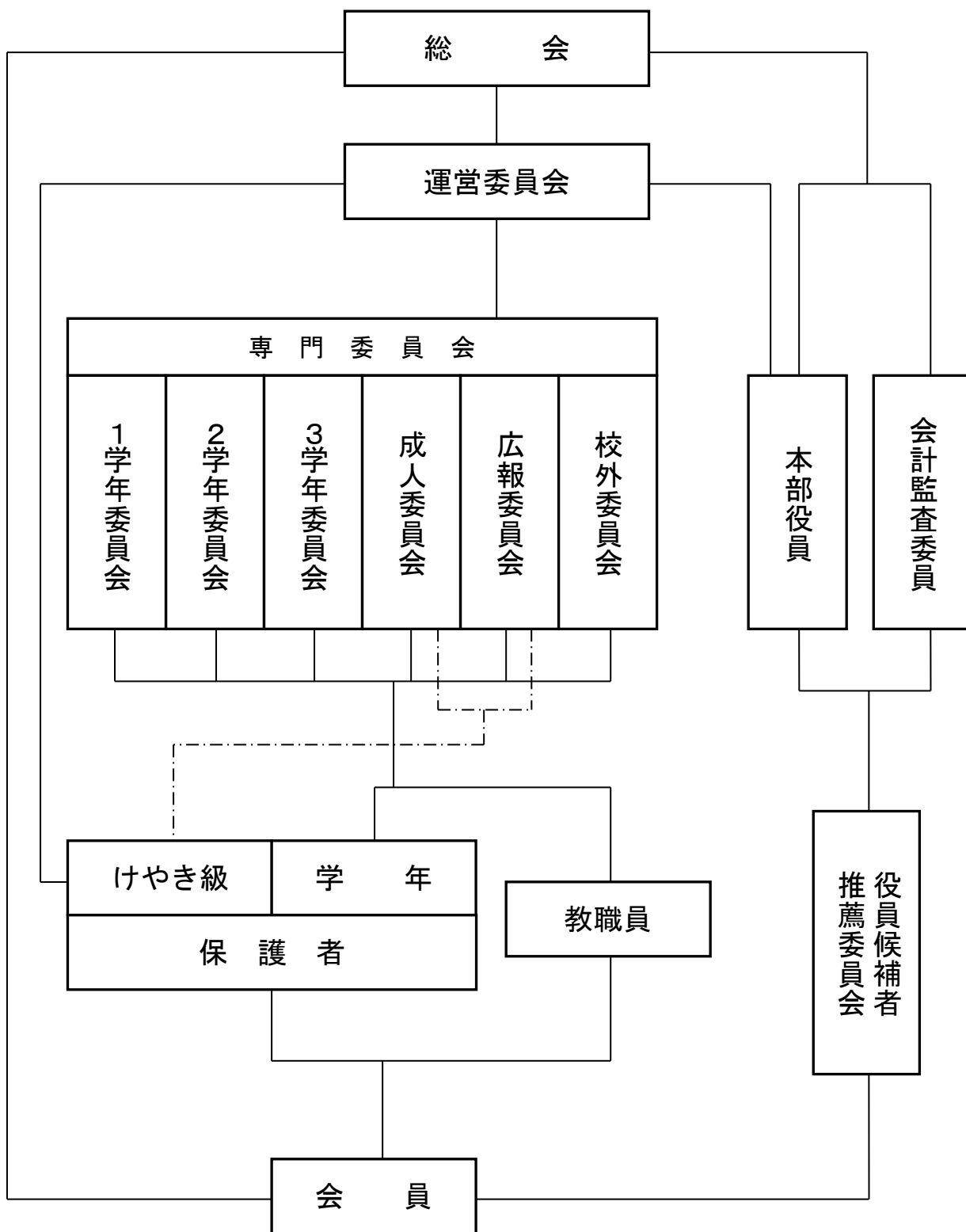
- 第 21 条 この会に、次の専門委員会を置く。
1. 広報委員会
 2. 成人委員会
 3. 校外委員会
 4. 学年委員会
- 第 22 条 学年委員会は、学年別に置く。
- 第 23 条 委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 運営委員会
 - (1) 各委員会より立案された事業計画について審議検討する。
 - (2) 年度予算案を編成する。
 - (3) 総会に提出する議案を作成する。
 - (4) その他必要な事項について検討する。
 2. 専門委員会
 - (1) 広報委員会は、広報活動に努める。
 - (2) 成人委員会は、会員相互の成人教育ならびに保健活動について企画し運営する。
 - (3) 校外委員会は、学校と連携して、生徒の校外生活に関する指導ならびに環境浄化に努める。
 - (4) 学年委員会は、担任ならびに教職員と連携し、必要な企画を立て、学年又は、学級の行事運営に協力する。
- 第 24 条 専門委員会は、事業計画について、運営委員会にはかるものとする。
- 第 25 条 この会の委員の選出は、次のとおりとする。
- (1) 学年選出 専門委員 各学年 15 名（学年委員 6 名、成人委員 3 名、
広報委員 3 名、校外委員 3 名とする。）
- 第 26 条 専門委員会の構成は、次のとおりとする。
- (1) 学年委員会は、各学年の学年委員によって構成する。
 - (2) 広報委員会、成人委員会並びに校外委員会は、学年委員以外の専門委員によって構成する。
- 第 27 条 教職員から選出された委員は、各専門委員会に所属する。

第 10 章 役員候補者推薦委員会

- 第 28 条 この会の役員選出のため、別に役員候補者推薦委員会を置く。
1. その構成は次のとおりとする。

学年選出	各学年	3 名
教職員		2 名
 2. 役員候補者推薦委員会の正副委員長（各 1 名）は委員の互選とする。
 3. 役員候補者推薦委員会は、あらかじめ決定した役員候補者の同意を得て定期総会前にその氏名を全会員に通告する。

相模原市立上鶴間中学校PTA組織図



第 11 章 個人情報の取り扱い

第 29 条

この会が個人情報を取り扱う場合は、次のとおりとする。

1. この会が個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に範囲を超えて個人情報を取り扱わない。
2. 取り扱う個人情報は、本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。ただし、法令に基づく場合、または生命、身体の保護など緊急やむを得ない場合はこの限りではない。
3. この会が保有する個人情報は、目的が達成された時点で速やかに消却を行う。
4. 広報誌、学校ホームページなどの掲載を目的とした行事等の写真撮影については、良識の範囲において、本人の承諾を得ずに行うことができるものとする。

第 12 章 緊急事態等、通常の活動が行えない場合の対応

第 30 条

緊急事態等で運営委員会が行えない場合は、学校と協議の上、PTA会長の決裁により対応措置を講ずるものとする。

1. PTA本部は学校と協議の上、PTA活動の変更及び活動の有無を決定する権限を有する。なお、決定事項の有効期限は該当年度のみとする。
2. その他、ここにはない事態が生じ対策を講じる場合、PTA本部は学校と協議の上、PTA会長の決裁において別途対応措置を検討し施行する権限を有する。

第 13 章 規約改正

第 31 条

規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

ただし、改正案の提出については、あらかじめその内容を全会員に通知しておかなければならない。

1. この規約は昭和46年6月12日より実施する。

規約一部改正（昭和48年4月26日）

〃 （昭和52年5月16日）

〃 （昭和59年5月24日）

第12条、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条

〃 （昭和60年5月25日）

〃 （昭和62年5月23日）

改正事項 会費、定足数、役員補充、特別委員会専門委員選出

〃 （平成2年5月10日）

条文整理 全体構成、句読点、かなづかいなど、条文を整理

〃 （平成4年2月1日）

第21条、第23条、第25条、第26条、第28条、条文を整理

〃 （平成5年5月15日）

第13条 会計役員の項

第2条、第3条、第4条、第13条、文中の文言訂正

〃 （平成23年5月13日）

第20条、文中の文言追加

〃 （平成27年5月9日）

第25条、第26条、第28条、PTA組織図

- ” (平成29年12月22日)
第25条、第28条、PTA組織図
- 規約追加 (2019年5月11日)
第29条、個人情報の取り扱い
- ” (2021年5月10日)
第30条、緊急事態等、通常の活動が行えない場合の対応

2. 細則は、運営委員会の3分の2以上の賛成により改正することができる。

相模原市立上鶴間中学校PTA細則

1. 役員 の 任 期
(第14条) その年度の定期総会より、次年度定期総会までとする。委員の任期もこれに準ずる。
2. 役員 の 任 務
(第15条)
 - (1) 本部役員は各委員会に出席し、助言することができる。
 - (2) 書記は役員会、全体委員会、運営委員会の通知文の原案を作成し、それらの委員会の記録をとり保管する。また運営委員会の審議事項を全会員に報告する。
 - (3) 会計は年度途中でその必要が生じた場合に、補正予算案を運営委員会に提出し、その審議を求めることができる。
3. 会計監査委員
(第17条)
 - (1) 会計監査委員は本会の役員、委員を兼任できない。
 - (2) 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、やむを得ず再任する場合も1年を限度とする。
4. 運 営 委 員 会
(第23条1)
 - (1) 年度当初に事業計画案および予算案を立案する場合は、新旧の運営委員合同でこれにあたる。
 - (2) 会費の月額は、新旧の運営委員合同でこれを決定し総会の承認を得る。
 - (3) 運営委員会への出席はやむを得ない場合、正副委員長に限らず各専門委員会の中で代理人を立てることが出来る。
5. 専 門 委 員 会
(第23条2)
 - (1) 各委員会は前年度の委員の助言を参考にして、定期総会に提出する事業計画案および予算案を作成する。
 - (2) 各委員会は年度末に事業報告および決算報告をする。
 - (3) 各委員会は総会で承認された事業を行い、運営委員会にはかり、その承認を必要とする。
 - (4) 各委員会は定期総会終了後、委員研修会を行う。
 - (5) 各委員会は必要があれば、委員会書記および会計を置くことができる。
 - (6) 各委員会は必要に応じて小委員会を開くことができる。その場合は、開催日時および内容について事前に本部に連絡する。
6. 委 員
(第25条)
 - (1) 各委員は他の専門委員会の委員を兼任することはできない。
 - (2) けやき級については、けやき級代表を選出し他の委員については欠員も有りうる。
7. 推 薦 委 員 会
(第28条3)
 - (1) 内定した役員候補者の氏名は学校年度発足後、速やかに全会員に通知する。
8. 旅 費 会の公務のため出張した時は、交通費実費と、半日200円、1日500円を支払う。

付 記 この細則は、昭和52年5月21日より施行する。

細則一部改正（昭和59年2月8日）
P T A 規約第28条3項
" （昭和59年3月6日）
P T A 規約第23条1・2項
" （昭和62年5月23日）
P T A 規約第23条1項及び細則9項
" （平成3年12月7日）
条文整理
" （平成5年5月15日）
文中の文言訂正
" （平成23年5月13日）
P T A 細則6項、P T A 組織図
細則一部削除（2021年5月10日）
P T A 細則7項、9項

表彰・感謝・慶弔・並びに災害等に関する内規

- 第 1 条 本会は、生徒、会員の表彰、慶弔、傷害、疾病及び災害にあたり、次に定める規定によって会の意志をあらわす。
- 第 2 条 生徒で他の範とする行為のあったときは、運営委員会で協議し、記念品を贈り表彰する。
- 第 3 条 会員又は、その家族に慶弔時のあった際は、下記に相当する金品を贈り意を表わす。
(1) 会員死亡の場合（保護者・教職員） 10,000円
(2) 生徒死亡の場合 10,000円
(3) その他の特別な事情（教職員の転任、退職、教職員の父母死亡）ある場合は役員で決定処理し、次回の運営委員会に報告する。
- 第 4 条 生徒の疾病、傷害に対しては、学校健康センター又は、これに準ずるものにより処理するが、特別な事情ある場合は運営委員会で決定する。
- 第 5 条 会員の住居が災害を受けた際は、次の金品を贈り見舞いの意を表わす。
(1) 全焼、全壊の場合 10,000円
(2) それ以外で必要と認められるときは運営委員会で決定する。
- 第 6 条 特に本会ならびに本校教育の充実発展に寄与し、功績顕著と認められる場合感謝状ならびに記念品を贈り、感謝の意を表わす。
尚、人選その他については運営委員会で決定する。
- 付 則 この内規は、昭和46年7月6日から実施する。
内規一部改正（昭和52年5月21日）
" （平成3年12月7日）
第3条、第5条
" （平成5年5月15日）
第3条 文中の文言訂正

相模原市立上鶴間中学校 P T A
規 約

施行年月日 2021年5月10日
発 行 相模原市立上鶴間中学校 P T A
〒252-0302
相模原市南区上鶴間4-14-1
TEL 042-743-9881

■ P T A 規約の取り扱いについて ■

入学時に配布された P T A 規約は、卒業まで大切に保管してください。
P T A 総会にて規約が改正された場合にのみ、次年度に再配布します。
再配布された際は、お手持ちの P T A 規約との差し替えをお願いいたします。